

2月の相談



*行政相談 HP

9日(木) 青垣住民センター
13日(月) 市役所第1相談室
15日(水) 柏原住民センター
16日(木) 市島住民センター
17日(金) 山南住民センター
21日(火) 春日住民センター
〔受付時間〕午後1時30分～3時30分
☎総務課(氷上庁舎内) ☎82-1002

*人権相談 HP

○特設人権相談所
7日(火) 柏原人権啓発センター
9日(木) 青垣住民センター
16日(木) 市島住民センター
〔相談時間〕午後1時30分～午後4時
○常駐相談所(神戸地方法務局柏原支局)
毎週水曜日(2月8日を除く)午前9時～午後4時
○法務局常設人権相談所 ☎0570-003-110
○女性の人権ホットライン
☎0570-070-810
○子どもの人権110番 ☎0120-007-110
☎柏原人権擁護委員協議会 ☎72-0176
☎人権啓発センター(氷上庁舎内) ☎82-0242

*消費生活相談

相談場所/市役所生活安全課 相談日/土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
☎丹波市消費生活センター(生活安全課内) ☎82-1532

相談場所/兵庫県丹波の森公苑 相談日/火～日(月曜が祝日の場合は火曜休み)午前9時～午後5時15分。土日は要予約。
☎丹波消費生活センター(柏原町柏原5600) ☎72-0999
※土日の電話相談は県の週末相談 ☎0120-511-103へ

*多重債務無料相談会

毎月第3日曜日 午後1時～4時 柏原住民センター
☎司法書士会柏原支部 ☎82-7174
☎神戸財務事務所 ☎078-391-6948

*行政書士無料相談会

毎月第1土曜日 午後1時～4時 ゆめタウンポップアップホール ☎県行政書士会摂丹支部 ☎72-3091

*無料登記法律相談会

16日(木) 午前9時～正午 柏原住民センター(予約不要) [共催] 県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部 ☎田中事務所 ☎85-2460

*市民生活の安全・安心確保のための指導相談(電話・面談)

交通事故防止・防犯・消費者保護の相談など。月・火・木・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
☎生活安全課(氷上庁舎内) ☎82-1532



ねんきん

年金広場

年金受給者のみなさまへ

「老齢年金」受給者の方を対象に、「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬に日本年金機構から発送されます。所得税の確定申告の際に必要ですので大切に保管してください。※障害年金や遺族年金は非課税のため源泉徴収票は送付されません。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

※IP電話・PHSは ☎03-6700-1144

保険料の納付は口座振替が便利でお得

年金保険料を納め忘れると、将来受けとる「老齢基礎年金」が減額したり受けられなくなったりすることがあります。そこで、納め忘れを防ぐひとつの手段として、便利な「口座振替」をおすすめします。4月から口座振替で前納を希望される方は、2月末までに西宮年金事務所への手続を完了してください。「口座振替申出書」は年金事務所、金融機関、市役所、各支所にもあります。手続には日数を要しますので早めにお済ませください。

☎西宮年金事務所 国民年金課 ☎0798-33-2941

☎国保・医療課国保年金係(氷上保健センター内) ☎82-6690

じんけんとびら

今年は辰年



人権啓発コーナー

昨年(卯年)は、地震や豪雨など、未曾有の自然災害をはじめ、長期デフレ不況による就職難や通り魔事件の多発など、重苦しい報道が世間を飛びかいました。一方、日本中を沸かした「なでしこジャパン」の活躍は、私たちに大きな勇気と希望を与えてくれました。

さて、今年は「辰年」。これまでの重苦しい空気を一掃し、希望の持てる年であることを願うばかりです。想像上の動物である竜は古典神話では水神・海神として神聖視され、人々に幸福を招来する善神として崇められ、縁起の良い生き物とされてきました。

竜に関する故事やことわざはたくさんあります。物事はそれぞれふさわしいものを伴うことによってうまくいくという意味で、「雲は竜に従い風は虎に従う」。そのほか、勢いに乗ずる「竜の雲を得たるが如し」、力量が伯仲した強豪が優劣を競って対決する「竜虎相搏つ」など、勢いのある内容が多いようです。

「人権文化を育む市民運動」も今年で8年目を迎えるようとしています。竜を画いて睛を点す如く、市民一人ひとりの協働と参画により人権文化を推進しましょう。

都市計画

シリーズ Vol.1



- 都市計画区域の全市拡大に向けて -

☎都市住宅課(春日庁舎内) ☎74-2364



平成24年度から、丹波市の一部に指定されている都市計画区域が丹波市全域に拡大される予定です。

都市計画区域とは

地形などの自然的条件や通勤・通学等日常生活圏などの社会的条件を総合的に判断し、一体の都市として整備・開発及び保全する区域として、兵庫県知事が指定。現在、市内では、柏原(全域)、氷上(一部)、春日(一部)、市島(全域)が指定されています。

丹波市都市計画マスタープラン

市では、将来のまちづくりの長期的・広域的な基本方針となる『都市計画マスタープラン(丹(まごころ)の里まちづくり計画』の全体構想(素案)を策定し、昨年市民説明会や地域別説明会を開催するとともに、今年1月16日から19日にかけては、都市計画区域内での建築行為に必要となる建築確認等概略について説明会を開催しました。本計画は、篠山市、丹波市を対象に県が策定する「丹波地域都市計画区域マスタープラン」と整合

性を図りながら、全市において安全・安心な建築物の確保や住みやすい生活環境の改善を基本に、土地利用や都市基盤施設整備、災害に強いまちづくり、自然環境や田園環境の保全などの方針をあげています。

丹波市都市計画マスタープランの必要性

「丹波市」誕生以来、行政運営の総合的な指針となる「丹波市総合計画」はありましたが、500平方kmという広い市域を網羅できる具体的なまちづくりプランはありませんでした。こうしたことから、長期的な将来展望にたったまちづくりプラン「丹波市都市計画マスタープラン」の必要性が高まり、策定することとなりました。これにより、「全市一体のまちづくり」をめざします。



※「丹波市都市計画マスタープラン」は、「丹波市総合計画(基本構想)」に基づき、より具体的な都市整備やまちづくりの方針を定めるまちづくりの基本的計画です。概ね20年後の丹波市の将来像を見通し、今後10年間で取り組むべき事項を定めるとともに、将来にわたって安全・安心で快適な生活環境をつくるため、秩序ある開発の誘導や効率的な都市整備、良好な環境保全などを進めます。※市ホームページに全体構想(素案)概要版を掲載しています。